

【件名】

要介護認定における認定調査について

【本文】

介護メルマガ登録事業者 各位

居宅介護支援事業者 各位

介護保険施設 各位

平素は本市介護保険行政の推進にご協力いただきお礼申し上げます。

本市では現在、要介護認定の申請が増加しており、要介護認定の結果を通知するまで、今まで以上に時間を要しています。

つきましては、以下のとおり認定調査に係る事項について関係者の皆様におかれましては、ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

①申請から認定調査日の連絡までに要する時間

認定調査員から認定調査日の連絡をするまでに、申請日から1か月程度時間を要することがあります。申請日から1か月経過しても認定調査員から連絡がない場合は、高齢介護課認定担当までご連絡をお願いいたします。

②認定調査が実施可能な事業所(調査員)の登録(契約)について

本市では居宅介護支援事業所に一部の認定調査業務を委託し、認定調査を実施しておりますが要介護認定の申請件数に対して認定調査員が不足している状況です。

そのため、新たに本市の認定調査業務を委託することが可能な居宅介護支援事業所を探しております。介護メルマガ登録事業者各位におかれまして、認定調査が実施可能な調査員がおられましたら、高齢介護課認定担当までご連絡いただきたくお願いいたします。